

長崎県介護保険審査会（第1合議体）結果

1. 日 時

平成25年3月5日（火曜日） 13:30～14:45

2. 場 所

長崎県国保会館2階 特別会議室

3. 出席委員

湯川委員 赤司委員 清水委員

4. 議 題

要介護認定に関する処分に対する審査請求

5. 会議結果

別紙「介護保険法に基づく審査請求に係る長崎県介護保険審査会の裁決の概要について」のとおり。

(別 紙)

介護保険法に基づく審査請求に係る長崎県介護保険審査会
の裁決の概要について

1. 審査請求人 長崎地区在住の男性(60歳代前半、第2号被保険者)

2. 処 分 庁 長崎地区の市町

3. 審査請求書受理日 平成24年12月20日

4. 審査請求の趣旨

処分庁の認定審査会で非該当とされたが、審査請求人の疾病は、介護保険による特定疾病の一つと考えられる。これからの生活を考えると、一刻も早い出来る範囲内の社会復帰を果たしながらリハビリテーションを進めていくことが望ましいと考え、介護保険制度を利用して自宅での生活を計画している。

新規申請で「非該当」と認定されたことに不服であるため、「非該当」の処分の取り消しを求める。

5. 処分庁の弁明の趣旨

審査請求人の疾病が介護保険法で定められた特定疾病に該当するかどうかにあるが、厚生労働省老健局老人保健課長より通知された「特定疾病にかかる診断基準」の特定疾病に該当しないために処分庁の解釈が正しい。

以上により、本件処分には、違法又は不当な点がないため、本件審査請求は理由がないから棄却されるべきである。

6. 裁決の日付 平成25年3月5日

7. 裁決の内容(要旨)

<主 文>

本件審査請求を棄却する。

<裁決の理由>

本件処分について、介護認定審査会における審査判定は適切に行われており、違法又は不当な点は認められない。